けんぽQ&A

Series71

- Q 月末退職と月末の前日退職の場合、社会保険料・医療等にはどのような違いがあるのでしょうか?
- A 3月31日退職と3月30日退職の違いを比べてみます。
 - 退職が3月31日(資格喪失日:4月1日)の場合。

3月31日までは、健康保険の被保険者として資格があるので、医療機関で治療を 受けることができます。

社会保険料につきましては、本来4月に給料からの天引きになりますが、退職までに3月分の社会保険料を徴収されることになります。

(大体は、3月の給料より2か月分天引きする形となります)

○ 退職が3月30日(資格喪失日:3月31日)の場合。

3月30日までは、健康保険の被保険者として資格があるので、この日まで医療機関で治療を受けることができます。

社会保険料につきましては、3月分の社会保険料は徴収されませんが、1日も空くことなく3月31日に次の健康保険に加入される場合は、加入先で3月分として徴収されます。